

報告第31号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月10日提出

宇治市長 松村 淳子



専 決 処 分 書

専決第11号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月26日

宇治市長 松 村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、宇治市源氏物語ミュージアム空調機器改修工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- | | |
|------------|--|
| 1 契約の目的 | 宇治市源氏物語ミュージアム空調機器改修
工事 |
| 2 元契約金額 | 186,428,000円 |
| 3 今回変更契約金額 | 17,370,100円 増額 |
| 4 変更後の契約金額 | 203,798,100円 |
| 5 契約の相手方 | 宇治市小倉町南浦100番の61
株式会社南工業
代表取締役 南 基紀 |
| 6 工事場所 | 宇治市宇治東内45番地の26 |



専 決 処 分 書

専決第12号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月10日

宇治市長 松村 淳



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 307,800円

2 損害賠償の相手方 住所



氏名

